

第2回 巨瀬川流域治水推進会議 議事要旨

日時：令和5年9月25日（月）14:00～16:00

場所：筑後川河川事務所 1F 第1会議室

1. 規約と第1回議事要旨の共有

意見なし

2. 令和5年7月豪雨の被害状況と要因

1) 被害の要因

- ・浸水被害の要因は、①巨瀬川堤防からの越水による浸水 ②筑後川及び巨瀬川の背水の影響による浸水 ③巨瀬川の支川等からの氾濫による浸水 ④水路の排水能力を上回る降雨等による浸水 ⑤巨瀬川の支川等の河床への土砂堆積に伴う浸水の5パターンが考えられる。

2) 被害状況の取りまとめ報告

- ・今回多くの雨が耳納山麓に降ったため、耳納山麓の北側に位置する巨瀬川の左岸側に被害が集中している。
- ・久留米市では、田主丸町中心部の中央橋付近において多くの家屋浸水等が発生している。
- ・うきは市では吉井町中心部及び山曾谷川で多くの家屋浸水等が発生している。
- ・被害要因の一つのパターンとして巨瀬川の樋門・樋管がない支川等で、巨瀬川からの背水の影響による浸水も考えられる。
- ・巨瀬川の背水の影響による浸水被害について、調査を行い整理する。

3. 巨瀬川流域治水プロジェクトについて

各機関より現時点までの検討結果を報告。

1) 川とその周辺での水への対応

- ・巨瀬川の水を安全に流すため、巨瀬川の流下能力の向上に向けた河川整備が急務である。
- ・筑後川本川からの背水の影響による浸水被害に対応し、筑後川の水位を下げる対策が必要ではないか。
筑後川の河道掘削の実施及び筑後川上流の玖珠川におけるダム整備が必要ではないか。
- ・巨瀬川左岸の支川では河床への土砂堆積等による浸水被害が多く発生しており、巨瀬川及び筑後川本川に土砂が流れ込んでいる。支川の対策や筑後川本川、巨瀬川の河道掘削が必要ではないか。
- ・筑後川河川事務所では、筑後川本川、巨瀬川の河道掘削及び巨瀬川の築堤整備等を計画に基づき実施する。また、河川整備だけで流しきれない水については、洪水貯留施設（遊水地等）の整備を筑後川河川事務所及び福岡県にて今後検討。
- ・筑後川本川の背水対策については、筑後川河川事務所にて検討。
- ・巨瀬川左岸の支川は、福岡県、久留米市及びうきは市にて河川整備を推進。
不動川・藤町川・山曾谷川（福岡県）、千ノ尾川（久留米市）、安免川（うきは市）等

- ・遊水地を設置する場合は、地役権も含めたケースを検討。
- ・巨瀬川流域は今後さらに多くの雨による被害発生の可能性が高い。
- ・藤波ダムのゲートを人為的に操作できる施設とする場合を検討するなど、今ある施設をフルに有効活用し、その効果を十分に発揮させることを考えることも必要ではないか。
- ・藤波ダムは、筑後川水系のダム管理者、河川管理者、関係利水者との治水協定を締結し事前放流を実施できる体制をとっている。

再開発は、地質的及び構造的に特殊であるため困難であると考えられる。

遊水地等を含めた最適案の検討等、将来計画と合わせて考えるべきである。

- ・筑後川河川事務所と福岡県で協力し、藤波ダムも含めた洪水調節施設を検討。
- ・雨水貯留施設について流域内の地域住民や企業からも協力を得られる様に普及活動を実施。
- ・田んぼダムの実施、ため池や水路等からの事前排水については、実施方法や施設改良の予算確保などを検討。
- ・用水路等の事前排水対応について、気象情報のさらなる活用を検討。

2) 山での対応

- ・山からの土砂や流木は洪水の流下の阻害要因となるため、流木を捕捉する砂防ダム、治山ダム及び森林を適切に管理する森林整備を実施していくことが必要。
- ・森林環境譲与税を活用し、作業路網の整備等が可能である。
危険木・支障木の事前撤去は梅雨前までに一定の箇所に対応しており効果があった。
- ・治山事業を行うには保安林の指定が必要であり、保安林に指定すると施業に一定の制限がある。一方で、固定資産税の減免等優遇措置もある。
- ・未利用材利活用推進事業の活用（例としてバイオマス発電）。
- ・荒廃の恐れのある森林では、県の森林譲与税を活用し強度間伐の実施や針葉樹・広葉樹の混在する森林への誘導の取組及び筋工の設置で表面侵食等を抑える対策が可能。
- ・急峻で管理が難しい等、地形の状況を見定め、間伐や混合林の整備を推進。
- ・水源かん養機能を保つためには、下層植生の繁茂に留意した森林整備が必要。
- ・農地が原野化して荒廃した山林は、非農地にして森林に戻すことが必要。
- ・緊急的な砂防堰堤の整備（竹野地区）について、福岡県が災害関連緊急砂防事業を実施。
- ・土砂災害警戒区域の指定について、福岡県が土砂災害による地形改変が確認された区域の見直しを検討。

3) 人里での対応、田畑や町の中

- ・市街化区域内の保水機能を有する農地を保全するため、生産緑地制度を活用。
- ・居住者の嵩上げ盛土の開発許可基準の緩和等を検討。
- ・市民の避難情報の理解促進に向けた情報発信ツールの拡充や防災教育の充実を推進。
- ・避難所の孤立事例を踏まえ、避難所の見直し及び地域独自の避難所の充実を検討。
- ・農業者のポンプ等施設の高所移設や作付けの工夫が必要。
- ・防災力の向上に向け、地区別の防災学習を実施。
- ・防災情報発信を迅速かつ確実にするため、防災 DX の活用を検討。

- ・要望があれば、水位計やカメラの設置を検討。
- ・浮羽工業高校は、老朽化対策と合わせて浸水対策の実施を継続。
- ・災害時の断水などへの対応として、農業用水の活用について検討。
- ・気象庁の気象防災アドバイザーの活用を検討。

4. 巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクトについて

- ・次回の第3回巨瀬川流域治水推進会議で緊急治水対策プロジェクトを議論。
- ・筑後川河川事務所、福岡県、久留米市、うきは市、が連携し、緊急的に実施する概ね5年間の計画を作成。
- ・筑後川河川事務所及び福岡県で河道掘削、堤防整備、樋管改築及び橋梁架替を実施予定。
- ・河道掘削は、巨瀬川と筑後川本川の合流点周辺及び巨瀬川において実施。
- ・筑後川本川の背水対策等は、令和6年度以降に調査及び検討を実施予定。
- ・巨瀬川左岸支川の河川事業及び砂防事業並びに浮羽工業高校の浸水対策等の個別事業を反映。
- ・被害対象を減少させるための対策及び被害実績を踏まえ、復旧及び復興に対する対策を実施。
- ・流域治水関連法の活用について、実施内容に記載。
- ・流木捕捉施設について、花月川支川小野川の最新の取り組みが参考になる。

5. 全体への意見

- ・本会議ではハード政策が主な議論となっているが、今後は地域住民及び企業等民間を取り込んで議論していく事が重要。
- ・久留米市周辺地域は、水害常襲地帯となることを覚悟する必要がある。
- ・令和5年7月の出水外力以上の出水の可能性を踏まえると、将来的に移転しなければならない地域や住み続けられる地域の差別化が必要となる可能性がある。
- ・今後はハード対策のみではなく、住まい方の工夫及び農業を含む地域産業のやり方・あり方の工夫が必要。
- ・住民を含む流域内の関係者が、流域治水を自分事として考えることが必要。
- ・流域治水に対して、地域全体の意識や行動を変化させていく努力が必要。
- ・ハード政策対策の議論後は地域住民及び企業等民間を取り込んだ協議の場が必要。

6. その他

- ・次回第3回巨瀬川流域治水推進会議の開催は10月30日(月)、第4回は11月上旬に開催予定。
- ・第1回資料は筑後川河川事務所HPに掲載済。
- ・今回第2回流域治水推進会議は要旨のみを筑後川河川事務所HPに掲載することで了承。

以上